航する船舶の海難防止対策の一環としての英語版水路誌の刊行等,水路図誌の充実を図る。また,(財)日本水路協会は,海図の内容を簡略化した航海用参考図・電子参考図を刊行する。

また,船舶交通の安全に必要な情報等を水路通報,航行警報等により提供するほか,我が国周辺海域における海流・海氷等の海況を取りまとめ,海流通報として提供する。

さらに,離島や沿岸域において火山噴火,地震, 津波等の災害が発生した場合における海上からの救 難・救助活動を迅速かつ適切に実施するため,海岸 線,水深等の自然情報,公共機関所在地等の社会情 報及び災害危険地,避難地等の防災情報を網羅した 沿岸防災情報図の整備を行う。

(3) 気象情報等の充実

沿岸海域を航行する船舶や操業漁船等の安全を図るため、全国各地の航路標識施設において局地的な気象・海象の観測を行い、その現況を無線電話、テレホンサービス等で提供する船舶気象通報を引き続き行う。また、平成17年度は、東京、名古屋地区等

において,沿岸域情報提供システムの整備を行い, 一般船舶はもとよりプレジャーボート 等に対して も,ユーザーが必要とする気象・海象の情報,船舶 交通の安全に必要な情報等を,インターネット,携 帯電話等を通じて提供する。

海上交通に影響を及ぼす自然現象に関して的確に 実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達するとともに、これらの情報の内容の充実 と効果的利用を図るため、第1部第1章第3節6 (3)で述べた施策を講じる。また、波浪や高潮の 予測モデルの改善を図るとともに、GMDSSにおい て最大限有効に利用できるよう引き続き海上予報・ 警報の精度向上及び内容の改善を図る。

3 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備

高齢者,身体障害者等も含めたすべての利用者が 旅客船,旅客船ターミナル,係留施設,マリーナ等 を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動で きるよう段差の解消,誘導・警告ブロックの整備等 による施設のバリアフリー化を推進する。

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

■ 海難防止思想の普及

海事関係者のみならず広く国民に対し,海難防止 思想の普及・高揚を図り,また,海難防止に関する 知識・技能及びマナーの習得・向上に資するため, 海難防止活動の一層の充実を図る。

また,官民一体となった全国海難防止強調運動を 実施するとともに,新聞,テレビ,インターネット 等の媒体を通じて広く海難防止思想の普及に努め る。

② 海難再発防止のための調査・分析に基づく安全 指導

海難統計から経年変化を分析し,再発防止のため の対策課題を抽出するとともに,個別・特異同種海 難事例を詳細に調査・分析することにより,その分析結果から導き出される具体的な海難再発防止方策に基づき,効果的な安全指導を推進する。

3 海難の原因究明結果の活用

海難の原因や態様についての詳細な分析,裁決事例や防止策を紹介する情報誌の充実を図り,これらを活用した海難防止に関する講習会等の広報・啓発活動を積極的に行う。

4 各種船舶の特性に応じた安全指導

(1)危険物積載船舶

タンカー等危険物積載船の乗揚げ海難の防止,危 険物荷役時の安全確保等に重点を置いて安全指導を

プレジャーボート

モーターボート,ヨット,水上オートバイ等個人がレジャーに用いる小型船舶。スポーツ又はレクリエーションに用いられるヨット,モーターボート等の船舶の総称

行う。

(2) 旅客船

旅客船について,運航管理規程の遵守,緊急時の 避難,救助訓練の実施等の安全指導を行う。

5 民間組織の指導育成

海難防止思想の普及と海難防止対策の一層の実効

を期するため,海難防止を目的とする海難防止協会,小型船安全協会,外国船舶安全対策連絡協議会等の各民間組織の自主的活動が,一層着実で活発に推進されるようその指導育成の強化に努めるとともに,海難防止に関する民間組織の拡充強化を図る。

第3節 船舶の安全な運航の確保

1 船員の資質の向上

「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の 基準に関する国際条約」(STCW条約)に対応した 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭26法149)に基 づく5年ごとの海技免状の更新制度により,一定の 乗船履歴又は講習の受講等を要求し,船舶職員の知 識・技能の維持及び最新化を図る。

また,独立行政法人海技大学校,独立行政法人海 員学校及び独立行政法人航海訓練所において,社会 的ニーズを反映した教育課程の再編や柔軟な対応を 図る等,効果的・効率的な業務運営に努めていく。

さらに、船舶の安全な運航を確保するため、船員法(昭22法100)に基づき、発航前検査の励行、操練の実施、航海当直体制の確保、船内巡視制度の設定、救命設備の使用方法に関する教育・訓練等について指導を行うとともに、これらの的確な実施を図るため、船員労務官による監査を強化する。

2 船舶の運航管理の適正化等

(1) 旅客船事業者に対する指導監督の充実強化

事業者に対して,法令及び運航管理規程の遵守, 教育訓練の実施,運航管理体制等について指導を行 う。

(2) 運航管理者等に対する研修等の充実

運航管理者や乗組員に対する研修については,受 講者の運航管理に関する知識,意識の向上を図るため,事故事例の分析結果を活用する等により,研修 内容の充実を図る。

(3)海上タクシー等の運航管理の指導監督 海上タクシー等旅客定員12名以下の船舶による旅

客運送を事業として行う者等に対する監査を強化 し,法令の遵守等,安全体制の確保について指導監 督を行う。

また,外航旅客船事業についても乗船監査し,法 令の遵守等,安全体制の確保について指導監督を行 う。

(4)事故再発防止対策の徹底

旅客運送事業に関して事故が発生した場合は、その原因の究明に努め、事業者の運航管理体制等に根本的な問題があることが判明した場合等は、事業者に対して、広く外部の有識者を交えた検討会を開き、抜本的な再発防止対策を策定させ、その徹底を指導する。

また,事故の状況,様態や発生頻度により必要な場合は,事業者団体を通じて注意喚起を行い,安全 意識の啓蒙に努める。

3 船員災害防止対策の推進

第8次船員災害防止基本計画(5箇年計画)の効率的かつ具体的な実施を図るため,平成17年度船員災害防止実施計画を作成し,安全衛生管理体制の整備とその活動の推進,死傷災害の防止対策を推進するとともに,生活習慣病を中心とした疾病予防対策及び健康増進対策として「筋骨格系」(椎間板障害及び腰痛等)疾患の予防及び睡眠時無呼吸症候群(SAS)に関する周知・指導を重点対策とする等,船舶所有者,船員及び国の三者が一体となって強力に船員災害防止対策を推進する。